

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-7-13
処分の種類	認定販売事業者の認定の取消し等			
根拠法令条例等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の10			
処分の概要	<p>認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が法第35条の6第1項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。</p> <p>また、認定液化石油ガス販売事業者が法第35条の7の報告をしない場合であって、その認定液化石油ガス販売事業者に対し10日以上相当な期間を定めて報告すべきことを催告し、当該認定液化石油ガス販売事業者がその期間内に報告をしないときは、当該認定液化石油ガス販売事業者に係る認定を取り消すことができる。</p> <p>(最終)知事 (専決)ものづくり振興課長 (委任)地域振興局長</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成17年4月1日付け平成17・03・16原第8号)			
基準の制定根拠				